

令和6年第5回野洲市教育委員会定例会 議事録

○日時 令和6年3月19日
開始時刻13時40分
終了時刻16時16分

○場所 人権センター 研修室

○出席委員

教育長 西村 健
委員 山崎 玲子 委員 瀬古 良勝
委員 本田 亘 委員 南出 久仁子

○出席者

教育部長	馬野 明
教育部政策監（幼稚園教育担当）	田中 源吾
教育部次長	北脇 康久
教育部次長（幼稚園教育担当）	辻村 朗子
教育部次長（文化財担当）	行俊 勉(兼文化財保護課長・歴民館長)
こども課長	西村 一嘉
学校教育課主席参事	澤本 奈見子
生涯学習課長	井狩 吉孝
生涯学習課参事	菱沼 由美(兼学校教育課参事)
ふれあい教育相談センター所長	北田 一栄
学校給食センター所長	川崎 誠
野洲図書館長	宇都宮 香子
歴史民俗博物館主席参事	北田 岳宏
人権施策推進課長	山本 隆一
教育総務課職員(事務局)	藤井 恵利

令和6年第5回野洲市教育委員会定例会

令和6年3月19日

【西村教育長】 それでは、令和6年第5回野洲市教育委員会定例会を開会いたします。
本日の出席委員は全員ですので定足数に達しています。会議は成立ということでございます。
続いて日程第1、会期の決定についてですが、本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、会期は本日1日限りといたします。
次に、日程第2、令和6年第2回野洲市教育委員会定例会議事録の承認についてですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、第2回定例会の議事録は承認されたものと認め、後ほど山崎委員と南出委員にご署名をお願いします。

続いて、日程第3、令和6年第5回野洲市教育委員会定例会議事録の署名委員の指名についてですが、会議規則第19条第2項の規定により、本田委員と瀬古委員を指名いたします。よろしくをお願いします。

次に、日程第4、教育長事務報告に移ります。

2月14日から3月18日までの事務報告について、別紙をご覧ください。

2月16日、守山野洲少年センター運営委員会というのが守山市役所で行われました。少年センターは守山市と野洲市で合同で持っていますので、年2回運営委員会をやります。これは年度末の会議ということで行っています。

それから同じ日ですが、湖南4市教育長懇親会となっています。前半ちょっと会議をしまして、これは基本学期に1回ぐらい、湖南4市、草津、守山、栗東、野洲、この教育長同士が情報交換の会を持っています。コロナがあったので、久々に開催をしています。

2月27日、いじめ問題専門委員会を開きました。これはいじめに関して、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーの先生、県の教育相談員の先生、それから、佛教大学の副学長さん、大阪市立大学の心理学の名誉教授の先生、弁護士さんと5人の先生方に入ってもらって、本市のいじめ問題について、これは定期的に行っている会議の、年度末の会議ということでございます。

裏側へ行きます。議会が3月5日から7日までありまして、今週末、22日が閉会日に当たります。また後ほど部長のほうから報告があると思います。それから、3月15日ですが、文化財保護審議会が北部合同庁舎でありました。本市の文化財は、いろんなのがあるんですけども、それをどんなふうを守り、皆さん方に紹介していくかというようなことを、専門家の先生に論議をいただきました。こういうのを開催しています。

それから、3月17日、守山野洲川クリテリウムがあります。これはビッグレイクがあつて、その側に野洲川の堤防がありますが、そこが中心の、自転車競技です。本格的な100万円以上するような自転車で、レースがありました。これはいろんなランクがありまして、小学生の、これは普通の小学生用の自転車によるレース、それから、中学生、高校生のレース、それから大人も、3つか4つぐらいのランクに分かれているんですが、そういうレースがありました。大人のレースで言いますと、C1、C2というのがあるんですけども、どちらも一周2キロあまり、23キロぐらいを走るというレースでした。私もそこを見させてもらいました。副市長も参加されましたし、守山からは市長が参加されておられました。

それから、野洲子ども食堂というのが同じ日の昼に開催をされまして、子ども食堂は中主でずっとやっておられるんですが、野洲の子ども食堂が4、5回目やったと思います。今年度途中から始められまして、ここの人権センターで始められています。月1回、子どもたちが十数名来ていました。地域の大人の方が10人ぐらいでカレーを作って提供されていました。

最終日の3月18日、JAレーク滋賀から、農業に関する教材を毎年頂いています。小学生向けの教材ですが、20ページぐらいの冊子になっているんです。食育とか、あるいは地域の農業に関するいろんな資料が載った副読本というか、そういうのがあつて、それを頂いています。小学校で地域学習をするのに非常に有意義な教材で、これを頂く贈呈式を行っています。

以上です。何かご質問ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 それでは、次に移ります。

日程5の前に、先週ありました小学生の事故について、部長のほうから報告をお願いしたいと思います。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。まず、次第にございませんが1点、冒頭に報告をさせていただきます。

先週の11日の月曜日午後3時過ぎ、市道中央線、市役所の前の道、それと、市道市三宅妙光寺線、市三宅から妙光寺へ抜けるJRのアンダーパスがある道が交差する行畑の交差点に

において、野洲小学校2年生の男子児童がダンプトラックにはねられる交通事故が起きました。児童は野洲小学校を下校後、市道中央線のJR側の歩道を歩き、行畑の交差点において国道側に渡ろうとし、横断歩道上で、守山方面から直進してきたダンプトラックにはねられました。その後、児童は直ちに病院に緊急搬送され、一命を取り留めていますが、現在も意識不明の重体のままというふうになっております。教育委員さんも地域も学校も同じだと思いますが、教育委員会事務局もひどく心が痛んでおります。児童が一刻も早く回復されることを心より、ただただお祈りをしております。

次に、野洲小学校の児童においては、事故を目撃した子どもたちがいました。それらの子どもたちに対しては、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、スーパーバイザーのアドバイスを得て、スクールカウンセラーを学校に派遣するなどして心のケアを行っております。また、学校には、まず1点目、青信号でも絶対に安全とは限らないということ。2点目、基本に戻り、道路を横断するときは、右見て、左見て、もう一度右見ての安全確認をすること。最後、3点目、それらの子どもたちの危機回避能力、危険予測能力言い換えれば自分の命は自分で守ると、そういったことを身につけさせることの3点を、事故当日開催した校長会において指示をさせていただき、再度子どもたちへの安全教育を行うようにいたしました。さらに、運転する側への安全教育も大切です。車を運転するときは、まず交通規則を守ること。そして、道路を通行するときは、道路や交通の状況に応じて、個々に細かい配慮をすることといった基本的な心構えをお願いしたいと思います。

最後に、後ほど報告事項で説明する通学路交通安全プログラムを、平成27年度からPDC Aサイクルで毎年見直し、ハード対策とソフト対策を両輪にして、これまで通学路の安全対策を進めてきました。しかし、残念ながらこのような大きな交通事故が起こってしまいました。二度と子どもも大人も交通事故に巻き込まれない社会がつかれるよう、関係者がみんな交通安全対策のさらなる推進を着実に進めていくしかない、というふうに思っております。

【西村教育長】 今の報告について、何かご質問等ございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、次、日程第5、付議事項1、議案に移りたいと思います。

2時に臨時の校長会を開きますので、その時間になりましたら休憩を入れたいと思います。申し訳ございません。それでは、議案のほうに移りたいと思います。

議案第14号、第3期野洲市生涯学習振興計画の策定について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習課長】 生涯学習課、井狩です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第14号でございます。第3期野洲市生涯学習振興計画の策定についてご説明を申し上げます。

議案書1ページ、議案資料は別冊をつけております。また、お手元のほうには製本した計画書の冊子をお配りしておりますので、よろしくお願いいたします。

現行計画の第2期野洲市生涯学習振興計画が、3月末をもちまして5年間の計画期間が満了いたします。これに伴いまして、市民が生涯にわたって学習することができ、その成果が生かされる社会の実現に向けて、本市の生涯学習推進の基本的な考え方と、方向性や道筋を示すために、第3期野洲市生涯学習振興計画を策定するものでございます。

策定に当たりましては、本市の社会教育委員会議で審議を重ねてまいりました。この計画案について、野洲市パブリックコメント手続実施要綱に基づきまして、去る1月29日月曜日から2月16日の金曜日の間、パブリックコメントを実施いたしました。その結果、寄せられた意見はございませんでした。周知や公表の方法などにつきましては、要綱に基づいて実施したものでございまして、不本意ながら意見がなかったということでございますが、これも結果として受け止めております。これら諸手続を踏まえまして、議案書の1ページの提案理由のとおり、本市における生涯学習施策を計画的に振興するための指針として策定するものとして提案させていただくものでございます。

なお、本教育委員会議を経まして、3月22日、議会最終日に開催されます議会全員協議会で報告をいたします。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第14号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ご質問ないようですので、これより採決に移ります。

議案第14号、第3期野洲市生涯学習振興計画の策定について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第14号は可決されました。

次に、議案第15号、野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 議案の第15号になります。野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、ご説明をさせていただきます。

議案書2ページ、3ページ、議案関係資料につきましては、1ページから26ページまで、こちらは新旧対照表になります。

この改正につきましては、提案理由のとおり、組織機構の再編に伴い、教育総務課と学校教育課を統合し、学務課を新たに設置するもので、所要の改正を行うものでございます。

関係規則につきましては、議案書の3ページをご覧くださいと思います。

第1条としまして、野洲市教育委員会公印規則の一部改正、第2条につきましては、野洲市通園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則の一部改正、第3条で、野洲市教育振興基本計画策定委員会規則の一部改正、第4条で野洲市教育委員会事務評価委員会規則の一部改正、第5条で野洲市教育支援委員会規則の一部改正、第6条で野洲市ふれあい教育相談センター管理運営規則の一部改正になります。これらの規定中、主に「教育委員会事務局教育総務課」及び「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局学務課」に改め、必要な文言を整理するものでございます。

施行日につきましては、令和6年4月1日です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第15号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第15号、野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会規則の整理に関する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第15号は可決されました。

ここで、一旦ちょっと休憩を入れたと思います。

(休憩)

【西村教育長】 議案第16号、令和5年度野洲市一般会計補正予算(第14号)のうち、教育委員会所管の予算に関する意見について、事務局より説明をお願いします。

行俊次長、お願いします。

【行俊教育部次長】 文化財担当の行俊です。議案第16号、令和5年度野洲市一般会計補正予算(第14号)のうち教育委員会所管の予算に関する意見につきまして説明いたします。

議案書は4ページから9ページ、議案書関係資料は27ページから31ページをご覧ください。

まず、議案書4ページをご覧ください。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、教育委員会所管の予算案について意見を提出するものです。

提出理由にありますように、今回の補正では令和5年度一般会計教育費予算のうち、社会教育費1事業について、令和6年度へ繰越明許を行うものです。

議案関係資料27ページ、令和5年度予算3月補正案概要をご覧ください。

次の28ページの繰越明許費設定の表をお願いいたします。

款10教育費、項5社会教育費、永原御殿跡保存整備事業で、349万5,000円の繰越明許を行うものです。

詳細につきましては、31ページの一覧表をご覧ください。

31ページの一覧表でございますけれども、款10教育費、項5社会教育費、目5文化財保護費、事業名、永原御殿跡保存整備事業費で、土地購入費349万5,000円の繰越明許を行うものです。繰越し理由といたしましては、国史跡の永原御殿跡の本丸の土地購入において、土地所有者と土地購入額及び物件移転等損失補償額の協議に日数を要したことにより、年度内の完了が見込めず、翌年度に繰り越すものです。

議案書の4ページに戻っていただきまして、以上の令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）につきまして、教育委員会として適正と認めるという意見を提出しようとするものです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第16号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第16号、令和5年度野洲市一般会計補正予算（第14号）のうち、教育委員会所管の予算に関する意見について、賛成の方の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第16号は可決されました。

次に、議案第17号、野洲市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、議案第17号、野洲市立学校体育施設の開放に関する規

則の一部を改正する規則についてご説明をいたします。

議案書10ページ、11ページ、議案関係資料が32ページから50ページになります。新旧対照表につきましては47ページからになります。

この改正は、提案理由のとおり、野洲市立学校体育施設の開放に関する規則に規定する使用料の減免について、野洲市全体で統一するための規則の改正を行うものです。これは野洲市公の施設の使用料減免取扱要綱の見直しに伴い、当該規則第10条に規定する減免規定を統一するものです。そのほか、必要な文言を整理するものです。

施行日は令和6年4月1日です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第17号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第17号、野洲市立学校体育施設の開放に関する規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第17号は可決されました。

次に、議案第18号、野洲市立学校医等の解職について、事務局より説明をお願いします。
菱沼参事、お願いします。

【菱沼学校教育課参事】 学校教育課の菱沼です。

議案第18号、野洲市立学校医等の解職について、野洲市立学校医等について、次の者を解職することについて議案を提出させていただきます。

13ページの学校医・学校歯科医・学校薬剤師一覧表をご覧ください。

提出理由につきましては、令和6年3月31日をもって退任の申出があったためでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第18号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第18号、野洲市立学校医等の解職について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第18号は可決されました。

次に、議案第19号、野洲市立学校医等の委嘱について、事務局より説明をお願いします。

菱沼参事、お願いします。

【菱沼学校教育課参事】 議案第19号について、野洲市立学校医等の委嘱について提案します。

野洲市立学校医等について、15ページの一覧表のとおりに委嘱をするものでございます。提出理由としましては、令和6年3月31日付で退任の申出があったため、後任について委嘱するものでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第19号について、ご質問等ございませんか。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 篠原小学校と三上小学校のほうは薬剤師会より推薦予定ということで、まだ無記名ですが、必ずついてくださるということが前提で、今、進められているのでしょうか。

【西村教育長】 菱沼参事。

【菱沼学校教育課参事】 その予定で、ただいま推薦を待っている状態でございます。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

ほかにどうですか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第19号、野洲市立学校医等の委嘱について賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第19号は可決されました。

次に、議案第20号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、事務局より説明をお願いします。

西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課長の西村です。議案第20号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてご説明をします。

資料については、議案書の16ページから21ページ、それと議案関係資料の52ページから66ページとなっております。

まず、資料の訂正がございます。議案書の20ページです。第7条と、第9条第3項と書いてありますが、その間に次の文章を入れていただきたいと思います。「第4条第2項に次のただし書きを加える。ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する園にあっては、当該学校運営協議会による評価をもってこれに代えることができる。」を追加していただきたいと思います。

それから、議案書の21ページの1行目ですけども、「、教務主任」と書いてありますが、ここに「、副教務主任」と加えていただきたいと思います。あわせて議案関係資料の新旧対照表についても同じように訂正をお願いしたいと思います。

62ページの右側の改正後の欄で、第1条から8条の間に、先ほど議案書で申しましたのと同様に、「第4条第2項 ただし、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項に規定する学校運営協議会を設置する園にあっては、当該学校運営協議会による評価をもってこれに代えることができる。」を追加していただきたいと思います。

それから、63ページです。改正後の題名中「野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校」とあるところで、「並びに」の前に、「及び幼保連携型認定こども園」の追加をお願いします。

それから、66ページで、改正後の、(補職名)の欄にある、「教務主任」の次に「、副教務主任」の追加をお願いいたします。

何か所も訂正がございまして、申し訳ございません。

続いて、議案書16ページで説明します。

野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、上記の議案を提案いたします。

提出理由としましては、野洲市立幼保連携型認定こども園条例が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する規則について一部改正を行うものです。また、今回の改正に合わせまして、現状で一部修正が必要な箇所もございましたので、それも併せて整理を行いました。内容につきましては、議案書の17ページから21ページまでが一部改正となっております。関係規則を一括して改正を行う規則になってございますので、第1条から第11条まで、1条ごとにそれぞれの規則の改正になっています。基本的には、認定こども園に移行することに伴う整理であり、たくさんの改正箇所がございますので、主要な箇所のみ説明とさせていただきます。あと、文言について、現在、総務課と調整中のところもございますので、文言修正が一部生じる可能性があることについて御了承をお願いしたいと思います。

それぞれの説明については新旧対照表でご説明をいたします。関係資料の52ページをご覧ください。

まず、第1条関係は、野洲市教育委員会教育長に対する事務委任規則です。第2条第13号において、幼稚園の次に幼保連携型認定こども園の教育課程を追加しており、これはこども園の幼稚園部における通学区域の設定をするものです。今までも同様の運用としておりましたので、この運用は変わらず運用させていただきたいと思います。

続いて53ページ、第2条関係。野洲市教育委員会の公印の規則です。今までゆきはた幼稚園など、他のこども園においても幼稚園及び幼稚園長の公印の規定がございましたが、これについて、それぞれ削除いたします。

続いて、56ページ、第3条関係。野洲市通園・通学バス管理運営規則、それと57ページ、第4条の野洲市通園・通学バスの教育活動以外の使用に関する規則について、今まで幼稚園限定であったため、今回保育所も含めて、認定こども園も追加をいたしました。

続いて、59ページです。第5条関係、野洲市立学校の通学区域に関する規則です。第1条と同様に、認定こども園の幼稚園部について、通学区域の設定をするものです。基本的にはゆきはた幼稚園をゆきはたこども園に改正するなどの各園名の改正となっています。

続いて61ページ、第6条関係、野洲市立幼稚園規則です。預かり保育の滞納があった場合は退園させることができる規定がありましたが、実態では行っていないため、今回、削除をさせていただきます。

それから62ページ、第7条関係です。先ほど訂正で追記をいただきました、第4条以降の項目については、園評価の項目であります。学校運営協議会（コミュニティスクール）を実施する園においては、学校運営協議会による評価に代えるという規定を加えるものです。

続いて、第9条ですが、実態の補職名に合わせまして、今まで主任とあったものを教務主任と改正いたします。

続いて、第17条第2項について、野洲市使用料条例において、幼稚園の遊戯室使用料が規定されていますが、幼稚園管理運営規則に当該規定がなかったため、今回、幼稚園施設の使用料の額を「野洲市使用料条例に定めるところによる」という規定を追加いたしました。

続いて63ページ、第8条関係です。野洲市立幼稚園並びに野洲市立小学校及び中学校における学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱に関する規則です。規則名と第1条のところに、幼保連携型認定こども園を追加するとともに、第1条、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律を追加いたします。

次、64ページ、第9条関係。野洲市立学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補助に関する条例施行規則です。第9条中の幼稚園の次に、幼保連携型認定こども園を加えるというものです。

次、65ページ、第10条関係です。第7条、幼稚園の園長の次に、認定こども園の園長を加えます。

次に66ページ、第1条関係です。第3条の表中、主幹教諭の次に教務主任・副教務主任を加えるものです。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第20号ですが、先に事務局に言っておきと思います。訂正がある場合は、口頭ではなしに差替え文書等を準備していただくように、ぜひともお願いします。1文字、2文字程度ならすぐできますけども、文章を入れるというのは、ちょっとこの時間では不可能ですので、そういう準備を丁寧をお願いしたいと思います。

【瀬古委員】 よろしいですか。

【西村教育長】 瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 今、教育長おっしゃったとおりですが、やはり議案ですから、しっかり気を引き締めてやっていただきたい。今修正があった部分の修正箇所を明示したものを各委員に配付していただきたいと思います。

【西村教育長】 それでは議案第20号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第20号、野洲市立幼保連携型認定こども園条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第20号は可決されました。

次に、議案第21号、野洲市立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について、事務局より説明をお願いします。

西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課、西村です。

まず、先ほど御指摘いただきましたとおりで、申し訳ございませんでした。訂正文を出して、次回の委員会に提出したいと思いますので、よろしくお願いします。

次、議案第21号、野洲市立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について説明いたします。

資料は議案書の22ページから23ページと、議案関係資料の67から80ページでございます。これにつきましても、申し訳ございません。1つ訂正がございまして、議案書の23ページの第4条中、「預かり保育許可証」「証」を「書」に改めていただきたいと思います。

あわせまして、議案関係資料の67ページ、第4条の「預かり保育許可証」の「証」を「書」に訂正をお願いしたいと思います。何度も申し訳ございません。

それでは、議案の説明に移ります。ページは22ページです。

議案第21号、野洲市立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について、野洲市立幼保連携型認定こども園条例が令和6年4月1日から施行されることに伴い、関係する幼稚園預かり規則について、一部改正を行うものです。これについても新旧対照表で説明をいたしますので、関係資料の67ページからお願いいたします。

主な改正箇所としましては、各様式において、例えば「幼稚園預かり保育申請書」としていたものを、「幼稚園」を取り、「預かり保育申請書」という様式の変更を行います。

68ページでは、認定こども園になりましたゆきはた幼稚園、さくらばさま幼稚園、三上幼稚園、篠原幼稚園の4園を削除いたします。なお、これらこども園分については、別に市長部局で同様の規則を制定いたします。よって、定員や現状についても特に変わるものはございません。

続いて70ページ、第15条、幼稚園預かり保育運営委員会の組織構成となっておりますが、幼稚園の園長の次に、認定こども園の園長を加えます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました議案第21号について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、これより採決に移ります。

議案第21号、野洲市立幼稚園預かり保育規則の一部を改正する規則について、賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

【西村教育長】 挙手全員であります。よって、議案第21号は可決されました。

次に、協議事項に移ります。

協議事項1、市内小学校の教員によるいじめ事案に関する令和5年度の取組と成果と課題

について、事務局より説明をお願いします。

菱沼参事、お願いします。

【菱沼学校教育課参事】 学校教育課参事、菱沼です。

協議事項1を御覧ください。

これは令和3年度、令和4年度における市内小学校の教員によるいじめに係る報告書に基づいた令和5年度の取組と成果についての報告をまとめたものです。野洲市教育委員会と学校が取り組んできたこと、また、今後取り組むことについてまとめさせていただきました。

2ページをご覧ください。

初めに、令和3年度、4年度に本市小学校で起こしてしまった教員によるいじめ事案2件は、児童・生徒のみならず保護者や地域の皆様に大きな不安を与え、本市の学校教育への信頼を著しく損ない、全国から多くの非難や批判を受けました。

そこで、野洲市教育委員会は2つの事案を丁寧に分析、課題を洗い出し、当該教員、当該校だけでなく、市内全小中学校、野洲市教育委員会全体の問題として捉え、令和5年2月1日に報告書を公表するとともに、再発防止策を策定しました。この再発防止策に基づき、小中学校9校、野洲市教育委員会で今年度取り組んできたこと、引き続き取り組んでいくことについて、以下まとめ、報告します。

再発防止に向けた取組として、幾つかまとめて挙げさせていただいています。

まず1つ目、組織対応の再構築についてです。

まず、報告体制の構築としまして、校内、そして市教委、報告システムの構築と徹底を目指しました。不十分であった校内報告体制を各校で見直して、校内報告システムを全小中学校9校で構築し、いじめ等の重大事案については市教委へ迅速に文書報告することを徹底しました。また、野洲市教育委員会としては、管理職における課題の抱え込みが問題であったことから、事案が発生したときは即教育長、教育部長、教育部次長、学校教育課参事等で情報共有し、今後の方針を決めてから組織対応することを徹底しました。特に重大な事案に関しては市長、副市長に教育部長から迅速に報告するよう、報告システムの構築と徹底をまいりました。

続きまして、相談体制の構築です。以下、3点あります。

校内OJTの組織の構築としまして、校内OJTを学年、教科、ベテラン、若手等で作くり、学び合いや相談体制を整えています。

次に、福祉の視点と、教員とは違う視点を取り入れた相談体制を構築しました。スクー

ルカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スーパーバイザー、オアシス相談員に係る機関も加えて、福祉の視点、教員の視点だけでなく、違う視点を加えた相談支援体制を整えています。

3点目は、スクールロイヤー（弁護士）の配置です。これは法に基づいた組織的な対応ができました。いじめ、虐待、法令に基づく対応等について、今年度から配置されたスクールロイヤーの弁護士の先生に法務相談ができる体制を整備したことにより、教職員が法に基づいて、迅速かつ組織的な対応ができるようになっていきます。3月1日現在で、延べ23回相談を実施しています。

続きまして、情報収集体制の構築です。これにつきましては、市費県費支援員77名、家庭教育支援員5名や地域との情報共有をし、それぞれ定期的に校内を見回るだけでなく、特支多人数アシスタントや支援員、親子サポーター、地域の皆様と情報共有をして、情報の収集体制を構築強化しています。

続きまして、2、学校でのチーム力の育成についてです。

まず、同僚性についてです。心理的安全性の高い職員室になるように、しんどい立場の教職員のSOSを把握できるように、日頃から管理職が積極的に声かけをしました。管理職が率先して自らの失敗や苦勞したことを自己開示したり、OJTや教科部会等で悩みや喜びを語り合ったりしながら、同僚性、心理的安全性が高い職員室づくりに努めました。

複数体制指導の構築です。中学校の複数指導体制と教科担任制、学年団、学年のフロアへの見回りを行っています。中学校3校は教科担任制であるため、複数の目で子どもを見守る学年団体制が基本的にできています。加えて、休み時間や昼食時、学年フロアで教員が見守り支援する指導体制も全教職員で作り出しています。今年度から地域の皆様に、給食時間に見守り協力をお願いしている学校もあります。いじめ重大事態の当該校は、毎週いじめ防止対策委員会を実施し、関係機関からの助言を得ながら、取組の計画、実施、検証、改善、引継ぎ等を現在も行っています。被害生徒についての見守りも、複数体制で引き続き実施しています。

小学校の複数指導体制につきましては、教科担任制を導入し、学校に地域が入った見守りを行っています。小学校6校につきましては、英語や理科、算数などで教科担任制を導入しました。また、入授業や交換授業も実施して、複数の目で子供を多角的に見る指導体制を整備しました。さらに、給食や掃除、道徳についても担当を替えるローテーション指導や、休み時間や昼食時にも地域や保護者に見守ってもらう等の体制を一部の学校では取り

入れています。また、複数指導体制の構築に当たり、特支多人数アシスタント支援員、親子サポーターなどを入れていただき、複数の目で見守っていただいています。

続きまして、管理職のリーダーシップについてです。学校支援員による管理職への支援としまして、今年度配置された学校支援員が、管理職が自校の教職員集団の同僚性を高めることを目的に、リーダーシップを取ってマネジメントができるように、定期的に学校を訪問して、点検、確認、改善指導を続けています。さらに、管理職が課題を1人で抱えることがないように、悩み相談も同時に行ってきました。そして、スクールロイヤーから管理職への助言です。自信を持って対応が可能になりました。スクールロイヤーに相談して、公的な判断を含め各校の管理職が助言・指導してもらえるようになったことで、管理職が課題を抱え込むことなく、法に基づいた迅速かつ組織的な対応が自信を持って行えるようになりました。

次に、3番目です。教職員の資質向上についてです。人間力を高めていくために、まずは事案をもとに学ぶ、自分事として捉えた再発防止研修ということで、一昨年度、昨年度の教員によるいじめ事案、4月に発生したいじめ重大事態の事案と、5月の教員不祥事事案について、自分事として捉えた再発防止研修を全学校で実施しています。また、教員としてではなく、まず1人の人間として遵守すべきことを確認して、8月8日の管理職研修では、スクールロイヤーを招いていじめ防止研修、また、守山警察署交通課の課長を招いて飲酒運転撲滅研修を実施しました。また、保幼小中管理職全員で、まずは1人の人間として遵守すべきことを学んでいます。

滋賀県教育委員会作成の人権感覚向上シートによる定期的なチェックです。学期に1回は必ず県が作成した人権感覚向上シートを活用して、教員一人一人が日々の教育活動を振り返り、人権感覚を確かめる機会を設けております。

続きまして、障害の問題と向き合うために、支援、就学指導の流れを全教職員で共通理解して、担任だけで判断しないということを確認しています。月1回、子どもを語る会、また、生徒指導支援委員会等を実施し、子供の見守りや支援について、共通理解する場を持っています。

次に、保護者とともにつくる障害理解研修ということで、保護者の協力のもと、疑似体験を通して障害理解を進める教職員研修を、特別支援コーディネーターを対象に、各校で伝達講習を進める予定です。保護者とともにつくるサポート、これは共有シート、ニーズに合わせた支援です。初任者でも具体的な支援が実施できるように、保護者会と市教育委

員会の指導主事、発達支援センターで共同してサポート共有シートを作成して、子ども一人一人のニーズに応じた支援のポイントを明示しています。

滋賀県教育委員会作成の授業づくりヒント集の活用です。滋賀県作成の冊子、特別支援教育の視点を生かした授業づくりヒント集を参考に、特別な配慮を必要としている子どもたちの理解と授業における支援のヒントを得ています。

教職員ができること、学び続けることは、謙虚に誠実に耳を傾けることであるということ念頭に、8月8日の管理職研修会では、特別支援教育に関する研修動画を各校で、教職員のあるべき姿について学び続けること、子ども、保護者の思いに謙虚に耳を傾けること、自分の至らなさに目を向けることを各校での研修に活用しています。

教職員としての使命感を高めていくために、学校運営協議会を全小中学校で設置し、学校、家庭、地域みんなで学校運営に参画していくことで、教職員の意識も変わり、みんなで子どもを育てていこうという使命感が高まっています。

4番目、市教育委員会の対応力を高めるためにということで、組織全体への迅速な情報共有、組織的に対応して、1人で抱え込まないということを実施しています。昨年度、管理職における課題の抱え込みが問題であったので、今年度は、事案が発生したときには、保護者から教育委員会に直接訴えがあったときは即、教育長、教育部長、教育部次長、参事で情報共有して、対応策を決めてから教育委員会内で情報を周知し、学校だけに対応を任せるのではなく、専門員も含めて、学校とともに組織的に対応しています。迅速かつ誠実な保護者対応を目指しています。対応途中の経過報告も忘れずにしています。保護者からの訴えについては、時間を置くことなく迅速に誠実に対応して、学校と保護者の関係性が維持できるよう努めています。問題がすぐ解決しない場合は、途中経過を確認しながら、必要に応じて保護者に経過報告することを心がけています。

専門家への相談、助言や指導を生かした丁寧な対応を行っています。いじめ、虐待、法令に基づく対応等、重大な事案についてはスクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、守山野洲少年センター、警察機関と専門家に相談、助言や指導を仰ぎ、迅速かつ丁寧な対応をし続けています。

不祥事を深く反省し、包み隠さず迅速に公表する姿勢を貫いています。昨年度、市教委の隠蔽体制を何度も問われたことを真摯に受け止め、4月の市内小中学校においてのいじめ重大事態、5月の教職員による飲酒自損事故などの不祥事についても深く反省し、迅速に公表、誠実な事後対応に努めています。

5番目、市長部局との連携については、命や人権に関わる重大な事案は市長、副市長に必ず報告しています。命や人権に関わる重大な事案は市長部局との連携が必須であることにもかわらず、市長への報告がなされていなかったことを深く反省し、今年度は、命や人権に関わる案件については市長、副市長へ必ず報告しています。あわせて、関連する部局や外部関係機関とも情報共有を行っています。

3、過ちを繰り返さないために、今後の取組です。家庭、地域に協力を仰ぎ、ともに子どもを育てていくことを、一緒に子どもの思い、地域の思い、学校の思いを一緒に共有して誠実に対応する姿勢を持ち続けています。

2番目は、コミュニティスクールを定期的開催し、親子サポーターを増員するなどしながら、学校、家庭、地域がともに子どもを育てていく学校づくりを継続するように努めています。

教職員が学び続けることです。問題を風化させないため、事案を教材化したものを使って、毎年、年度初めに全小中学校で研修を実施する。そして、毎年全教職員で支援が必要な児童・生徒についての共有、共通理解を図るとともに、就学指導の流れを確認する。

障害理解を進める教職員研修を毎年実施する。学期に1回は人権感覚向上シートを活用して、教員一人一人が自分を振り返り、自分の人権感覚を確かめる機会を持つようにしている。一方で、教職員の業務が過重にならないように、教育委員会と管理職は業務量を管理するとともに、働き方改革を今より一層進めることを目指しています。

3つ目です。専門家の助言や指導も大切にしている学校運営です。教員だけで判断せずに、スクールロイヤーやスクールソーシャルワーカー、守山野洲少年センター、警察機関等の専門家の助言も大切にしている姿勢を、学校にも浸透させること。令和5年度から始めたいじめ防止教室について、令和6年度も滋賀弁護士会に派遣依頼し、全小学校6校で、5年生を対象に実施します。いじめは命を奪いかねない犯罪行為であり、人権侵害行為であることから、絶対に許されないことを子どもも教員も学ぶこととしています。

学校支援員によるチェック機能、これにつきましては、9校で取組が遅滞なく実施できているか、チェックシートを用いて学校支援員が必ず学期に1回は学校を訪問し、管理職からの聞き取りを実施しています。重大な事案が発生した学校については、学校支援員が学校を訪問し、事案の聞き取りや確認を行っています。

継続的に指導や支援が必要な学校については、重点的に訪問して、併せて未解決の事案がある学校については、経過を確認することとしています。

最後に、私たち野洲市の教職員は、子どもたちの人権を何よりも大切にして、毎日誠実に教育に取り組んでいきます。野洲市教育委員会としても、子どもたち、保護者、地域の皆様から1度失った信頼を取り戻すため、上記の取組を次年度以降も継続していきます。今後市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げ、取組の報告としますというふうな報告について、協議をお願いしたいと思います。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました協議事項1について、ご質問等ございませんか。

瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 よくまとまっていると思うのですが、この取組の報告を、市から誰にどのような形で報告するのかお聞きしたいと思います。それから、2ページのスクールロイヤーの配置、法に基づいた組織的な対応のところ、法務相談、括弧して1,350時間とあります。この1,350時間というのは、どうとらえたらいいのか。1,350時間相談したのか。今まで23回相談したということですが、1,350時間を23で割ったら1回当たり、どうなるのですか。60時間ぐらいになるのか。ちょっと意味が分からないので、教えてほしいと思います。その2点教えてほしいと思います。

【西村教育長】 馬野部長、お願いします。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。

まず1点目の、誰にどのようにお伝えするのかというのがございました。昨年に、教育委員会とかがいろんな報告書をしたときに、それ以降どうするのか、具体的に示すのが大事だという意見をいただきました。そのことがありまして、今回こういった報告書ということでまとめさせていただいたんですけども、これについてはこの後、新年度になりましたら、校長会なり教頭会で、こういったことを続けていくのが必要なんだと。ただ、その中身については、どういうんですか、これでいいとは思ってなくて、さらに何か工夫して、上を目指せるものがあるのでしたら、中身をまた見直してやっていくものと、そういうふうに思っています。誰にということがございましたので、教職員ですとか学校教育課、教育委員会の事務局、場合によっては保護者さんにもこういったことをお伝えしてもいいのかなと、そういうふうには思っております。

【西村教育長】 主席参事お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】 すいません。学校教育課、澤本と申します。

2点目の2ページ、スクールロイヤーの法務相談1,350時間のことですけれども、こちらに

については、予算の確保をするために、1,350時間分の相談時間ができる予算確保をしたということになります。1件当たりの予算の要求の際には、要求したのが、15分間ごとで弁護士への報酬を幾らというふうに要求しておりますので、それを1,350時間分の予算確保ができたということで、こちらに書かせていただいております。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 まず1点目の件です。これはいじめに係る報告書に基づき、具体的にどのような取組をしたかという報告ですね。それは5年度分だけと書かれていますが、今部長がおっしゃったように1回報告したら済む話ではなく、継続していかないといけないわけで、6年、7年、8年度と毎年やっていくという理解でいいのかが1つと、それから、最後の行に「市民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます」と書かれているので、単に内輪の学校の校長先方に言えばいいというものではなく、広く市民の皆さんに報告するという事ですから、それをどのように報告するのかを聞いているわけです。その辺をもう少し聞かせていただきたいと思います。

それから2点目です。今の答えだと1,350時間分の予算要求をして認められたと聞こえるのですが、そうであるならば、その実績として23回相談したと。その相談した時間が1,350時間と、相談回数23回がどのようにかみ合うのかが分かりません。このかっこ書き1,350時間を報告する必要があるのかも含めて、もう一度その辺を聞かせていただきたいと思います。

【西村教育長】 馬野部長、お願いします。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。

まず、1点目の継続的に報告するかどうかですけれども、継続して、このことについては、教育委員会の戒めではないですけれども、そういうことで、皆さん、また忘れられてはまた、困りますので、継続して報告をさせていただきたいと、そういうふうに思っています。

どのようにということもございますけれども、ホームページに載せる方法もありますし、保護者様には直接文書で配布、もしくは新年度からはメールにPDFが載せられるようになりますので、そういったことで発信してお伝えする、また、地域の方にもそういったことも発信していきたいと、そういうふうに思っております。

【西村教育長】 澤本主席参事、お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】 学校教育課、澤本です。

延べ23回の実施、現在3月1日現在ですので、まだ現在、令和5年度については継続してい

る状況にはあります。もしこの1,350時間が増えたらということなんですけれども、現在、この予算の範囲内の1,350時間内で、今現在、累計は収まる状況なのかなというふうに今、推移をしております。答えになってなくて申し訳ございません。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 1点目、継続的にということは是非ともお願いしたいと思います。1回限りではなくて、また内輪だけで共有したらいいというものではなく、やはり広く保護者やPTA、地域の方々に様々な機会を捉えて、今のメールにPDFで添付するというのもあるかもしれないと思いますが、いろんな研修会もあると思うのです。その機会ごとに、やはりこういうことをきちっとやってきたことを広く、何回も繰り返し説明していただきたいと思います。このことは書くだけでは駄目で、これをいかに皆さんに実践しているということを理解していただくことが大事だと思います。

それから、2点目がもうひとつよく分からないのです。単純に教えてほしいのですが、23回相談をやったと。今、先ほどの説明だと、15分単位で報酬を支払うということだから、3月1日現在、23回の相談実績として何時間相談したのか教えていただきたいと思います。

【西村教育長】 澤本主席参事、お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】 すいません。また後ほどご報告させていただきたいと思っています。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 では、お願いします。2非常に報酬の高い弁護士先生を相手に、23回で1,350時間なんて書かれると、どれだけ相談しているのかと。このように書くと、かえって疑問を持たれてしまうのではと思うのです。そこはうまい書き方があると思いますので、検討をお願いします。後ほど、どれだけの実績があるのか積み上げを教えてください。

【澤本学校教育課主席参事】 1,350時間ではなく、1,350分の誤りでした。申し訳ありません。また相談時間の実績としましては、3月18日現在で1,110時間です。

【西村教育長】 ほかにご質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、ないようですので、次に日程第6、報告事項になります。

報告事項1、令和6年第2回野洲市議会定例会議案質疑（代表質問・一般質問）の内容と答弁の要旨について、事務局より説明をお願いします。

馬野部長、お願いします。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。報告事項①令和6年第2回野洲市議会定例会議案質疑及び一般質問の内容と答弁の要旨について説明をさせていただきます。

報告事項の2ページをご覧ください。

まず、議案質疑の内容と答弁の要旨ですけれども、議案質疑はございませんでした。

2つ目、代表質問の内容と答弁の要旨でございます。質問者、公明党津村議員です。大きく1点、教育方針についてでございます。答弁は全て教育長です。

まず1点目、たくましく生きることについてです。「今年卒業する中学3年生は、2人に1人が107歳まで生きると言われています。また、コロナ禍の3年間を経て、子どもたちはその困難な状況を見事に乗り越えてきました。このことを大きな自信に、今後も社会での様々なことに立ち向かってほしいと思っております」という答弁をしました。

2点目、道徳教育や人権教育の具体的な取組について。各学校園では、毎月25日を人権を確かめる日として位置づけ、人権学習を行っています。具体的には、朝学習の時間に人権に関する絵本の読み聞かせや、校内テレビ放送で人権作文の発表をするなど、毎月継続的に人権について学んでいます。また、小中学校の道徳や学活の時間には学習をしております。さらに、今年度は弁護士によるいじめ防止教室を全校で実施をいたしました。

3点目、教職員研修と初期対応の強化についてでございます。学校園の諸課題の解決においては、組織対応と初期対応は重要です。

3ページをご覧ください。いじめや不登校の対応については、県教育委員会が作成したリーフレットを全職員に配布し、それを活用して各校で研修を行っています。また、本市で起きた事例を教材化し、それも活用しております。管理職や各担当教員は、県教委が行う専門的な研修を受け、そして、教育長の私から教育課題の対応や、チーム学校としての重要性を伝えていきます。初期対応についても、事案発生後すぐに対策委員会を開いて組織対応することを徹底しております。今年度からは、巡回訪問する学校支援員に相談したり、スクールロイヤーの助言を受けたりして適切な対応ができるようにしております。

4点目、コミュニティスクールの現状と教育研究所についてです。コミュニティスクールについては、令和6年度からは幼稚園にも導入し、幼児期からの子どもをどう育てていくかなどを地域の皆さんと話し合います。また、小学校と連携し、子供たちの育ちを共同で考えていきます。教育研究所については、教育に関する調査研究や教職員の研修、学び、野洲検定などを行っております。中でも小中学校の教職員の資質向上に重点を置いて、5年目の教員の指導力の向上に努める研修です。

5点目、情報モラル教育の具体的な取組についてです。情報モラル教育は、小学校1年生から中学校3年生まで、道徳科や学級活動などで学習しています。小学校では、メールのやり取りで、相手の受け止め方の違いやトラブルについて考えて、伝え方について学びます。中学校では、インターネット上で情報発信する際のプラス面やマイナス面を考え、正しいインターネットの活用について学んでいます。さらに、小学校2校、中学校1校を対象に外部講師を招き、SNSやアプリなどの危険性について学ぶ講演会を、PTAと合同で行っております。また、幾つかの学校では滋賀県警によるサイバー犯罪防止教室を開いております。

6点目、働き方改革の具体的な取組についてです。小学校では担任の先生が全ての教科を指導するのではなく、交換授業を積極的に取り入れ、授業の負担軽減に努めています。教材研究の時間を削減し、子ども一人一人と向き合う時間を確保しております。令和6年度からメール配信システムのファイル添付機能を導入し、児童・生徒の欠席連絡や、学校配付プリントのペーパーレス化を進め、業務の効率化を図ります。引き続き、時間外の勤務時間削減目標を決めて取り組んでいきます。

7点目、地域子ども教室についてです。令和6年2月末現在の開催回数は381回で、これに参加した子どもの数は延べ3,151人です。前年度と比較すると、開催した教室数と参加した子どもの数、いずれも増加をしております。今後も子どもたちがクラスや学年の枠を超えた新しい仲間づくり、様々な体験や活動を通して健やかに成長できるように支援していきます。

次に、コミュニティスクールでは、地域の方と学校が教育課題や目指す子どもの姿を話し合い、解決策や取組を考え、アイデアを出しています。例えば小学校では、見守りリスト地図を作成したり「お帰り」と声をかけていただける方の発掘を行って、見守り隊を募り、保護者の不安を軽減しております。また、中学校では昼休みに地域の方に来ていただき、中学生に声をかけ、話をしたり、いろんなコミュニケーションを取って、地域の大人が身近な存在となるよう、楽しいひとときを過ごしております。

8点目、家庭教育支援についてです。親子サポーターと呼んでいる方を、令和5年度は4校5名配置いたしました。登校の際の行き渋りや、朝、教室に入りにくい子どもの支援、集団登校が苦手な子どもの付添い、外国籍の家庭や、学校の橋渡しや声かけ、精神的に不安定な保護者の相談相手になるなど、多様な支援活動を行っています。今後は配置を拡充し、全ての小中学校に配置をしていく予定です。

9点目、学校図書館についてです。将来的には学校司書が配置され、きちんと機能を果た

せることが必要だと思っております。令和6年度は、予算配分枠の中で学校司書を予算措置することができませんでした。このような中でできる取組として、地域ボランティアなどの協力を得ながら、今年度実施した野洲図書館司書1名を学校協議会と兼務し、野洲図書館と連携を図りながら、学校図書館の運営支援を継続していきます。今後も学校司書の配置に向け、積極的に検討をしていく予定です。

10点目、永原御殿跡博物館についてです。国史跡永原御殿跡の整備に向けた土地の公有化と本丸の発掘調査を継続して行い、保存整備工事では竹伐採や土塁の修復工事を引き続き進める予定です。また、公開活用事業では夏休みの発掘調査体験教室、第4回目となる永原御殿跡フォーラムを開催いたします。一方、博物館では、江戸時代に活躍した郷土の偉人、北村季吟の生誕400年に当たることから、その記念となる展覧会を計画しております。

次に、質問者、創政会荒川議員です。大きく1点、PTA活動についてでございます。

1点目、PTA活動についてです。本市でもPTA解散の動きがあり、現在野洲北中学校が来年からなくなります。しかし、その他の学校では解散ではなく、新しいPTAの在り方を模索されています。解散によるデメリットは3点あると考えています。1点目は、会員の皆さんが学校教育に対する理解や学びの場がなくなること。これは家庭の教育力に結びつくものだと考えています。2点目は、学校と保護者の連携の問題です。教職員と保護者との協働的な取組がなくなり、保護者の声も届きにくくなります。3点目は、地域との結びつきが深い活動をされているPTAでは、その連携が弱くなる心配がございます。今後のPTAの在り方としましては、全国的な流れの中でスリム化を図りながら、保護者のためになるものとして、たとえ名前が変わっても活動を続けることが大切だと考えております。

6ページに行きまして、次は質問者、新誠会東郷議員です。大きく2点で、1点は市民の命を守る備えについて、次は教育方針案についてでございます。

まず、学校の備えについての1点目、在校時の地震発生後の避難行動についてです。

まず、この場合、地震が発生後ですけれども、できるだけ物が倒れてこない、落ちてこない、移動してこない場所に移動し、自身の安全を確保するよう児童・生徒には指導していきます。そして、揺れが収まった後、教職員は避難経路や避難場所の安全確保や安全確認を行い、児童・生徒を避難場所である運動場へ誘導します。

次に安否確認を行い、けがや行方不明者の有無を確認し、必要があれば救急車の要請、校舎内の捜索を行います。

最後に、余震や通学路の危険にも十分気をつけながら、保護者への引渡し、または学校

待機等の対応を決定し実施をしていきます。また、児童・生徒が自分の命は自分で守ることを一番に考え、行動する力を養っていきます。

7ページです。2点目、発災後の児童・生徒、教員の動きということです。まず、児童・生徒の動きですけれども、前日の下校後から登校開始までに野洲市に震度5弱以上の地震が発生した場合は、臨時休業としています。児童・生徒の登下校中に震度4以上の地震が起こった場合は、原則登校中であれば学校に向かい、下校中であれば自宅に帰ることとしています。

次に、教職員の動きですけれども、震度4の地震が発生した場合は、管理職が学校施設の点検を行い、教育委員会等に報告することとしています。また、児童・生徒の登下校中であれば、必ず安否確認をすることとしています。また、震度5弱以上であった場合は、全教職員が学校に参集することというふうにしております。

次に、3点目、学校の防災教育についてです。災害が起こった際に、自分の命は自分で守るを基本としています。そして、様々な想定をしながら学期に1回程度、避難訓練を実施しています。防災の授業では、小学校では防災クイズや消防署計画、地震車体験、応急手当の仕方などについて学ぶなど、消防署と連携しながら防災について理解を深めています。中学校では、心肺蘇生法やAEDの使用方法について学ぶ機会を設けております。

次に、大きく2点目、教育方針案についての、令和5年度を振り返ってについて。

1点目、人権教育、特別支援教育の再構築についてです。道徳科や学級活動の授業を中心に、また、日常の学習の中でも人権教育や仲間づくりを進めています。また、教職員については、県教育委員会作成の人権感覚シートを活用し、自分自身を振り返り見直す取組を学期ごとに実施しています。また、今年度から配置しました学校支援員が小中学校を訪問し、教職員の学びについての確認を行っています。さらに、校内で児童・生徒の実態に合わせた人権研修を行っています。

8ページに行きまして、市レベルでは5月に新転任者人権研修を随時実施しております。人権研修、また部落問題学習小中連絡会や、人権同和教育の研修などを随時実施しております。今後も教職員自身が学び続けることができるよう、取組を進めていきます。

2点目、不登校の課題についてです。多様な学びの場の保障、居場所づくりは、学校に行きにくい子どもたちの自立に向けて重要であると考えています。ふれあい教育相談センターのドリーム教室で、14名のこうした児童・生徒が学んでいます。また、小学校2名、中学校1名の3名が市外のフリースクールを利用しております。さらに、フリースクールに通う児童・生徒や保護者に対しても、県と連携してアンケート調査を行い、調査協力を補助で

きるよう、その仕組みを考えていきます。これは、言い換えれば県主導によるフリースクール¹の保護者への支援ということが、そういった仕組みを県が考えられたということでございます。

3点目、学力の二極化についてです。教育委員会や学校では、全国学力・学習状況調査や学校アンケートなどから分析を行い、課題改善に向けて取り組んでいます。野洲市の学力課題については、読書習慣をつけることが改善の有効な手段であると考えています。そして、粘り強さや好奇心といった非認知能力、資料を読み解き表現する力は、読書によって獲得する部分が大きいと考えております。そのためにも、小学校はもとより就学前からの読み聞かせや本に親しむ習慣が大切で、今後も幼稚園やこども園と協力しながら、読書習慣を強化していきたいと考えています。

9ページに行きまして、2番目の令和6年度の具体的な施策についての1点目、教職員研修についてです。教育委員会では、諸課題の要因についての分析と研究はもちろんしております。そして、その対策の成果と課題を洗い出し、月1回の校長会や教頭会、さらには担当者会で共有をしております。先日開催した野洲市立小中学校いじめ問題専門委員会でも、教育委員会からは、本市のいじめ・不登校の現状と課題分析について説明し、各委員の協議をいただきました。その委員会での提言を踏まえ、各学校で課題改善に向けて取り組んでいく予定でございます。

2点目、情報モラル教育についてです。毎年小学校2校、中学校1校を対象に、情報モラル教育の講演会を開いています。これは、児童・生徒だけではなく保護者の方も一緒に話を聞いてもらう研修となっております。

3点目、働き方改革についてです。現状では超過勤務が月45時間を超えている教員の割合が42%、過労死ラインが42%、過労死ラインの80時間を超えている病院は8%で、この割合は、いずれも前年度より減っております。具体的には、人権学習や道德の時間を充実するために児童・生徒が考える時間を増やし、充実を図ります。また、縦割り活動や話し合い活動を大切にしながら進めていきます。こうして、教職員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保し、両者が元気で生き生きとした活動をできる学校を目指して改革を進めていきます。

4点目、挨拶運動についてです。この議員の質問の趣旨ですが、年2回の開催ではなく、随時とかでももっと増やすべきとの御質問のことでした。本市では7月と11月の年2回、青少年育成市民会議を中心にこの運動を展開しています。この運動の一番の狙いは、市民

への啓発です。ですから、アピール性を発揮するため、日時を定めて行っております。

10ページに移ります。次は一般質問の内容と答弁の要旨ということで、質問者は創政会山崎議員です。質問内容は、市内小中学校の水泳授業についての、大きく1点でございます。

①、②は教育長答弁、3から5点目は教育部長答弁でございます。

まず1点目、水泳授業の位置づけについてです。学習指導要領では、プールの確保が困難な場合は水泳指導は扱わないことができるとあります。その場合は、水遊び、水泳授業などの心得について、座学等で必ず指導を行うこととされています。また、中学校3年生の水泳は選択制であり、扱わないことができるとなっております。しかし、水泳運動は命に関わるとても大切なものであることから、野洲市内の全小中学生が水泳の授業を行っております。

2点目、水泳授業の取組についてです。学校の水泳授業はまさに命を守るための大切な教育であると考えております。授業では児童・生徒の安全を第一に考えながら、水遊びから始めて、様々な泳ぎ方の指導を行っております。また、ほとんどの学校では着衣水泳を実施し、緊急時に自分の命を守るための浮き方や呼吸の仕方などについても指導をしております。

3点目、野洲中学校の水泳授業についてです。中主B&G海洋センタープールの休止を受け、野洲中学校の水泳授業の実施場所をどうするか、現在検討をしております。考えられる場所は、野洲市健康スポーツセンターか民間施設のプールとなります。野洲市健康スポーツセンターは野洲小学校が令和6年度も利用を予定していることから、民間プール利用を主にして検討をしております。

11ページに行きまして、4点目、野洲小学校の水泳授業に係る費用についてです。令和6年度の予算としては、施設等管理委託料として200万円程度を、送迎バスの借上料として230万円程度を計上しております。回数は各学年とも4回程度の利用を想定しております。

5点目、水泳授業の今後の見通しについてです。小中学校のプールは、行財政改革推進プランにおいて集約化の方向で検討しております。集約化を進めるに当たっては、その効果額が発揮できること、かつ効果的な水泳授業が実施できるよう検討しています。今後も継続させる施設としては、野洲市健康スポーツセンター、中主B&G海洋センタープール、民間施設のプール並びに何校かに拠点化した学校プール、これらの4施設を組み合わせで検討を進めたいと考えています。なお、中主B&G海洋センタープールは、水泳授業として利用できるかを教育委員会として見極めたいと考えております。

次に、質問者、暮らしと自治を考える会田中議員です。大きく1点、これからの教育についてです。1から5は教育長答弁、6、7は教育部長答弁、8、9については教育長答弁でございます。

まず1点目、公教育に必要なものについてです。広い意味での学力と社会性を身につけることだと考えております。その土台となる非認知能力、例えば粘り強さ、仲間と協働する力や挑戦する気持ちなどを学校園でどう高めていくのかも重要であると考えているということです。

12ページに行きまして、2点目、教育関係職員に必要なものということです。教職員にとっても一番重要なものは非認知能力であると考えております。支える側の大人こそ、非認知能力を高め、魅力的な教員、魅力的な職員であることが大切であると考えております。

3点目、地域に開かれた学校についてです。今年度、コミュニティスクールを導入して、地域の方と教育課題や目指す子供の姿を話し合い、学校運営に参画していただいています。そして、話し合い、様々な取組につなげています。このコミュニティスクールを活用して、子どもたちを地域とともに育てていけるよう支援をしていく予定でございます。

4点目、生涯学習のまちづくりについてです。4年前、こうした講座の1つである生涯学習カレッジに、多様な市民の運営によるカレッジ実行委員会を組織しました。そして、委員による講座内容の検討や、自身が講師となって学習を推進しています。このことは、委員がその学びを地域で生かす場となっています。そして、担い手である委員自身がまちづくりの担い手として活躍する場にもつながっておるというお答えをさせていただきました。

5点目、主権者教育についてです。社会や国の問題を自分事として捉え、自ら考え判断し行動していく主権者を育成することは、重要なことであると考えております。例えば中学校の生徒会選挙では、実際の選挙同様立候補者を募り、休み時間を中心に選挙運動を行い、立会演説や応援演説も行っています。また、投票の際には大人の選挙用の、本物の投票箱も使っています。さらに、生徒総会も行い、執行部への質疑など、盛んに実施しております。小学校の児童会活動もこれに準じております。

13ページに行きまして、6点目、学校司書の次年度予算措置についてです。学校司書の来年度の予算措置につきましては、予算措置に至りませんでした。しかし、学校司書の必要性は十分認識しています。今後は市費会計年度任用職員の配置日数や時間などを全体的に見直し、工夫をしながら将来的に学校司書を配置できるよう考えていきます。

7点目、電話対応システムということです。言い換えれば留守番電話ということでも言え

るかと思えます。電話対応システムの導入については、整備に係る費用が大きく、予算計上までには至っておりません。しかし、システム導入が不要な対応案として、学校の電話対応時間を18時までと区切り、緊急な用件は市役所代表電話で対応するなどといったお知らせを保護者にした上で、対応できるよう考えていきます。なお、未整備の学校へのシステム導入については、大規模改修時などに順次進めてまいります。

8点目、市行政と教育行政の間の改廃についてです。教育長として7年間、教育行政をあくづかってきました。市行政、すなわち市長部局との違いは、一言で述べるなら文化の違いと捉えています。もちろん、最も土台となる未来を託す子どもたちの育成という意味では、両者は全く同じです。ただ、違いは育てるということです。学校園は、子どもたちを積極的に育てる場です。一方で、市長部局は基本的に申請主義ですから、市民の側からの動き、手が挙がることによって初めて支援するという立場でございます。複雑で多様な価値観がいつぱいの社会において、この両者がうまく手を結べば、地域のまちづくりをうまく進めることができると考えていますということです。

最後、9点目です。やり残した仕事や引き継ぎたい点についてです。私は人権のまち野洲という言葉が大好きです。そんな町の教育長として7年間、教育行政をあくづかってきました。そして、人権教育を一番の土台に捉えて、教育行政を進めてきました。21世紀は人権の世紀と言われています。人生100年時代、予測不能な激動の時代であるからこそ、一人一人が大事にされ、つながり、ぬくもりが感じられる教育が求められていると考えています。そんな教育を引き継ぎ、発展させていただけたらと思います。そして、心残りなのは子どもたちの集団づくりです。コロナ禍で様々な取組が中止、縮小を余儀なくされ、それは子どもたちの仲間づくりにまで及びました。今後、班づくりなどが再開され、授業などでの話し合い活動や、児童会や生徒会などの自主活動がさらに活発に行われることを望んでいます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項1について、ご質問等ございませんか。

山崎委員、どうぞ。

【山崎委員】 失礼します。野洲図書館司書について、1点お尋ねします。

今年度、学校教育課と兼務していただいた中で、祇王小学校をベースに成果を上げていただいたとお聞きしています。次年度は祇王小学校以外の学校にその範囲を広げて、今年度のような成果を発揮していただくよう、計画しておられる状況でしょうか。もし分かったら教えていただけるとありがたいです。

【西村教育長】 澤本主席参事、お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】 学校教育課、澤本です。おっしゃっていただいたとおり、今年度については祇王小学校をモデルにさせていただいております。来年度につきましても、またさらにモデル校のようなものを強化するという意味で、祇王小学校にもさらなる強化を図るのと併せて、また少しずつ学校司書の支援といいますか、を広げていくという意味では、ほかの校にも少し考えていけたらなというふうに今、ちょっと考えております。まだ、ちょっとすいません、具体的にどこの校にするとかいうのまでは決めていないので、申し訳ございません。

【西村教育長】 山崎委員、よろしいですか。

【山崎委員】 学校司書については、今、ご説明の中にも幾つか出てきましたし、何度か議論を重ね、できたら設置していただけるとありがたいなということの要望でしたが、残念ながら次年度、かないませんでした。モデル校の1つの学校が充実していくことも大事ですし、やはりいてくださることによってこういうことができるんだというので、少し範囲を広げていただき、時間の関係で難しいとは思いますが、兼務の部分がより強化していただけて、広がっていったらありがたいなということを願います。ありがとうございます。お願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等はございませんか。

南出委員、どうぞ。

【南出委員】 7ページの災害時に関してですが、こちらに、「震度4の場合は管理職、震度5弱以上であれば全教職員が学校に参集し」と書かれておりますが、教職員の方は皆様ご理解いただいているのかというのが1点と、市内にお住まいの教職員の方は本当に3割ぐらいと伺っており、実際難しいのではないかと予測されます。先ほどから何度かコミュニティスクールのお名前が挙がっておりますが、こういった面でもこれからは、地域のサポートが必要ではないかなと考えます。これから令和6年度が始まりますが、コミュニティスクールに重点を置いていくのも1つの手ではないかなと思います。

【西村教育長】 菱沼参事、お願いします。

【菱沼学校教育課参事】 学校教育課、菱沼です。南出委員おっしゃったように、地域の力、またコミュニティスクールの皆さんの力を借りてやっていくのは非常にありがたいお話です。校長会、教頭会のほうでは、管理職の先生はすぐに一報を受けたり、テレビで見た後すぐ動くということは確認済みです。また、教職員のほうにもすぐさま緊急連絡網を使

いまして連絡を行き渡らせ、行ける者が行くということです。確かに、市内に住んでいる教職員の数は非常に少ないんですが、管理職も野洲市内に住んでいない場合がありますので、そういったときは、一番近くに住んでいる教職員のほうに声かけて、行ける者が確認しに行くという体制を取っております。今後は、先ほどおっしゃっていたように、コミュニティスクールの協議の中で、そういうふうに協力してあげようという、一緒に学校と子どもたちを守るために動いてくださる人と協働しながら取り組んでいけたら、理想的でありたいお話だと思いますので、取り組んでいきたいと思います。

【西村教育長】 南出委員、よろしいですか。

ほかに御質問等、瀬古委員、どうぞ。

【瀬古委員】 私も山崎委員と同じように、学校司書に関しての田中議員の質問に対する部長答弁についてお聞きします。要するに6年度については、優先するほかの支援員の配置を考慮し、検討した結果、予算措置に至らなかったということですね。学校司書の必要性は十分に認識をしていると。その最終の答えが、将来的に学校司書を配置できるように考えていきますと。この将来的にとというのは、7年度ということで理解していいのか確認したいと思います。

今日、配付していただいた第3期生涯学習振興計画の19ページにも、子どもの身近に本があって、子どもと本をつなぐ人がいることが読書環境の整備のためには必要だと。公共の図書館として実施可能な取組には限界があり、学校図書館の充実が課題だと、このようにも述べています。学校図書館の活性化に学校司書が非常に大きな役割を果たすことについては共通理解をして、「はばたけ野洲」のときにも議論しました。その時予算要求はするということでしたが、結果的には駄目でした。こういう話なのだけど、だからその部分は何か将来的にという抽象的な表現ではなく、7年度には確実に学校司書を配置しますという力強い答弁をしてほしかったと思います。全県下でも、学校司書がないのは野洲市だけとなっているわけです。是非ともそういう状況は変えてほしいと、そういう思いで質問させていただきます。

【西村教育長】 馬野部長、お願いします。

【馬野教育部長】 教育部長の馬野です。学校司書の必要性です。国語の強化のみならず、読解力というのは数学、算数、理科、社会、全てに共通して学力の土台となるものだと、そういうことから十分認識をしております。将来的にということで書いていますけども、委員おっしゃったとおり、6年度、新年度になりましたら、そういったことも見直しと

いうか、工夫をさせていただいて、7年度から実施できるようには思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

【西村教育長】 瀬古委員、どうですか。

【瀬古委員】 ぜひお願いします。

【西村教育長】 ほかにご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項2、学校給食センターにおける調理配送等の業務委託契約について、事務局より説明をお願いします。

川崎所長、お願いします。

【川崎学校給食センター所長】 すいません。学校給食センター、川崎です。

このたび、公募型プロポーザルを実施しまして選定した受託候補事業者との調整等が整いまして、契約を締結しましたので、御報告のほうをさせていただきます。

業務委託料としましては、8億5,360万8,800円でございます。契約の相手方は株式会社東洋食品。契約日、令和6年3月6日となります。契約期間としましての履行期間は令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間となります。業務内容としましては、調理、配送、洗浄、清掃及びこれらに付随して発生する業務となります。

なお、学校給食の安心安全を確保するため、学校給食実施基準に基づきます献立の作成や食材購入、検食等はこれまでどおり市として実施していく予定をしております。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項2について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項3、野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、報告事項の3になります。野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会訓令の整理に関する訓令についてご説明をさせていただきます。

報告事項の16ページから52ページになります。この改正につきましては、規則でも御説明をしておりますが、組織機構の再編に伴い、教育総務課と学校教育課を統合し、学務課

を新たに設置するもので、所要の改正を行うものでございます。

関係する訓令としましては、報告事項3の16ページになります。第1条としまして、野洲市教育委員会文書管理規程の一部改正と、第2条で野洲市教育委員会事務決裁規程の一部改正で、これらの規定中、主に教育総務課及び学校教育課を学務課に改め、必要な文言を整理するものでございます。施行日につきましては令和6年4月1日です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項3について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項4、野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会告示の整理に関する告示について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北脇教育部次長】 それでは、報告事項の4になります。こちらにつきましても、報告事項の3と同様の改正となります。野洲市教育委員会事務局組織の改編に伴う関係教育委員会告示の整備に関する告示について、ご説明をさせていただきます。

報告事項の53ページから66ページになります。この改正は、組織機構の再編に伴い教育総務課と学校教育課を統合し、学務課を新たに設置するもので、所要の改正を行うものでございます。

関係告示につきましては、報告事項の53ページを御覧いただきたいと思います。第1条で、野洲市立学校徴収金取扱要領の一部改正、第2条で、野洲市特別支援教育推進協議会設置要綱の一部改正、第3条で、野洲市要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱の一部改正、第4条で、野洲市通学路交通安全対策推進会議設置要綱の一部改正で、これらの規定中、主に「教育委員会事務局学校教育課」を「教育委員会事務局学務課」に改め、必要な文言を整理するものでございます。施行日は令和6年4月1日です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項4について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項5、野洲市立幼稚園における所属地域外就園に関する要綱の一部改正について、事務局より説明をお願いします。

西村課長、お願いします。

【西村こども課長】 こども課、西村です。報告事項5、野洲市立幼稚園における所属地域外就園に関する要綱の一部の改正について報告をいたします。

資料としましては、報告事項の67ページから69ページです。議案にもありました野洲市幼保連携型認定こども園条例が令和6年4月1日から施行されることに伴う改正でございます。主な改正点としましては、第1条では、幼稚園に加えて幼保連携型認定こども園の幼稚園部を加える内容となっています。それから、第2条第3項では、こども園の同園での保育園から幼稚園への転園について規定されているものでございますが、今までこども園の保育園を長時部、幼稚園を短時部と呼んでおりましたが、それを保育園部、幼稚園部という名称に変えるものでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項5について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項6、令和5年度コミュニティスクール進捗状況についてについて、事務局より説明をお願いします。

菱沼参事、お願いします。

【菱沼生涯学習課参事】 生涯学習課、菱沼です。70ページ、報告事項6から説明させていただきます。

今年度、コミュニティスクールが始まりまして、一度進捗状況を調査しようと思って調査した結果を報告させていただきます。

各校の学校運営協議会の委員に、自校のコミュニティスクールの取組を評価してもらったものを数値化したものです。おおむね全体的に協議するというコミュニティスクールの一番重要な内容については、どの学校運営協議会もできていました。特に高評価になっているところにつきましては、話し合う内容がより深く、自分自身が主体性を持って関わっていたところに関しては高く評価が出ていたといえます。逆に、低評価のところは、学校が主導して、全て学校が進行していたり、話し合う内容が学校からの報告事項だけになっていたところについては、低評価となっている。これが原因だと考えられます。共通の課題としましては、各学校の取組や学校の入替え、協議会の様子を広く発信し、知ってもらうことについてはまだまだ不十分なので、次年度解決に向けて話し合うことが望ま

れます。それが70、71ページです。

続きまして、72ページは全小中学校の学校運営協議会委員が集まりまして、合同研修会を行いました。これがアンケート結果です。特に進捗状況の評価が高かった2校を選出しまして、発表をしていただきました。

まず1件目、篠原小学校です。篠原小学校は85%の方々が参考になったということで、主に自由記述の内容にしましては、「地域と学校がしゃべれる機会があることが大切だと思った。話し合うことで考えや思いが分かる」とか「閉ざされた密室での会議ではなく、外へ出ていったり、オープンなおしゃべり会は面白いと思いました」など、「地域のことを知り、子供のことを知り、一緒に話し合える熟議をスタートできると参考になりました」という意見をもらっています。

73ページの中主小学校の発表に関しましては、82%が参考になったと答えています。「中主校区らしさ、幼小中一括でつながりのある取組が参考になった」とか、「学校の困り事やお願いしたいことを素直に地域の方に話すことで、地域の方に受け止めてもらえ、助けてもらえることが改めて分かった」とか、「中主として学校の困っていることに耳を傾け、一緒に考え、実現に向けて動いておられるのもすばらしいと感じました」とかのような感想をいただいています。今後、このような発表を見て、生かしたいことをお聞かせくださいというような内容に関しましては、「やはり今後、地域、学校の姿を具体的に夢として語り合うことで共有することができ、とてもよかったです。定期的にこのような会があると思います」ということで、皆さんが自校の取組に生かしていくというふうな方向性が持てた研修会だったと思います。

続きまして、74ページ、篠原小学校と中主小学校の発表の内容をニューズペーパーにして、ホームページに載せさせてもらっているものを挙げておきました。篠原小学校につきましては、やはり「お互いを知ることから始める」をモットーにコミュニティスクールを進めておられます。あるときには先生たちと、またあるときには保護者たちと、いろんなことを話すことで、私だけじゃなかったというような思いを持って、気づいて、横のつながりができ、そして輪への広がりが進むというような発表です。中主小学校のほうは、学校の課題の学年別下校と自動音声電話の導入を学校運営協議会のほうで話し合っ、何とか先生の働き方改革に寄与したいということで、いろいろ取り組まれ、それが解決に向けて進んだというような取組内容の発表でした。75ページからは、それぞれの学校運営協議会の状況の報告書となっています。例えば中主小学校のほうでは、活動は9回行われており

ます。主な取組としましては、やはり6時以降の自動音声電話の音声化が実現して、夜間の電話対応が大きく減少して、これは学運協が市教委に提言し実現したことで、大いに負担軽減につながったということをご載せておられます。

77ページには、中主小学校のコミュニティスクールの様子を私のほうが毎回行きて、このようにニューズペーパーにしてまとめて、ホームページのほうに載せさせてもらって、広く周知をさせてもらっています。

78ページのほうは、篠原小学校の様子です。ここでは地域の視点や文化の出会い、体験的活動を大切にした教育の充実と一緒に篠原らしく進められたコミュニティスクールだったというような報告書が上げられています。79ページがその様子です。

80ページのほうは、三上小学校の報告書です。教職員の不足というのがすごく課題で、小さい学校なので、学校の助けになるように、自治連合会などに声をかけて、地域の方々に支援を依頼していこうかというふうな提案をいただいて、前向きに検討してもらっているというような報告を受けています。

82ページのほうは、祇王小学校です。地域と学校が話し合う機会を来年度もより多く持って、情報交換できるようにしたいなというような報告が載せられています。

84ページのほうは、野洲小学校です。野洲小学校は、見守りリスト地図を学運協の皆さんが作成されまして、新1年生がどういうふうに学校に、登下校のときにどんな道を通ったらいいのかとか、危険な場所、またトイレを借りたいところとか、けがしたとき寄れる場所とかを全部地図上に表して、配ってはる活動を行っておられました。

86ページのほうは、北野小学校です。ここでは、オムロンさんとの共同活動で、企業の社会貢献活動を学校の活動と一緒に、協働して清掃活動などに取り組まれた様子の報告が上がっています。

88ページのほうは、中主中学校です。ここでは中学生がチュッピーコミュニティサークルという部活動を立ち上げて、地域の人とともに貢献して、寄与していこうというような活動ができた。その中で、やはり学運協の皆さんと一緒に考えることができ、いろんな課題について解決していこうという機運が高まったという報告書を受け取っています。

90ページのほうは、野洲中学校です。野洲中学校のほうは、水泳の授業の授業時間の確保に向けての条件整備について学運協で話し合われて、10月6日付で意見書のほうを出しておられます。

92ページのほうは野洲北中学校です。野洲北中学校は自然災害に備え、学校と地域がど

のように連携していくか、避難所になったときに学校はどうしていくべきか、地域はどうすべきかなどを話し合っ活動しておられる様子が報告されています。

以上、コミュニティスクールについての報告は以上です。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項6について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、次に移ります。

報告事項7、令和5年度家庭教育支援実施報告について、事務局より説明をお願いします。

菱沼参事、お願いします。なるべくポイントを絞ってお願いします。

【菱沼生涯学習課参事】 生涯学習課、菱沼です。今年度家庭教育支援員を配置して親子サポーターと名づけ、ピンクのジャケットを作り、活動しています。

94ページの写真のように、教室に入りにくい子供に寄り添い、落ち着くまでそばで見守る様子などを載せさせていただいています。登校支援や訪問型の家庭教育支援で、保護者の悩みや不安等の軽減を図っております。本年度の成果としましては、昨年度教室に行けなかった子供が週4回行けるようになったなどの報告を受けています。

95ページの中主小学校の報告は、シングルマザーからの電話での相談を受けたり、ひきこもりの子どもの話し相手をしたり、ダブルワークの母親の話し相手など、子どもの悩みを聞いて、一緒に寄り添っておられる様子を報告していただいています。

97ページの篠原小学校のほうは、朝のお迎えやブラジル出身の両親の家庭の状況の見守りや声かけなどを行っておられるという報告を受けています。

98ページの野洲小学校のほうは、特に年度始めに教室に入りにくい1年生の児童の支援のほうを大いに助けていただいているという報告を受けています。

99ページの中主中学校のほうは、保護者会や三者懇談会に合わせて、日頃の悩みや不安などを話す相談の会を催したということを受けています。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項7について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、次に移ります。

報告事項8、令和6年1月度定期監査の結果について、事務局より説明をお願いします。

北脇次長、お願いします。

【北協教育部次長】 それでは、報告事項の8になります。令和6年1月度定期監査の結果についてご報告をさせていただきます。

報告事項の108ページから109ページになります。令和6年1月30日火曜日と31日水曜日、ふれあい教育相談センターと野洲図書館、歴史民俗博物館、学校給食センターを対象に監査が行われました。監査の結果、109ページになります。いずれも全般を通じて、その処理状況は適正と認められましたので、ご報告するものでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項8について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、次に移ります。

報告事項9、職員の任免等について、事務局より説明をお願いします。

北協次長、お願いします。

【北協教育部次長】 それでは、報告事項の9、職員の任免等につきまして、ご報告をさせていただきます。

報告事項の110ページになります。それとあと、別表で退職者一覧と、あと、採用者一覧がございます。大変申し訳ございません。一部、110ページの数字につきまして修正がございます。本日、別途お配りしています差し替え分の報告事項の9をご覧いただきたいと思っております。一覧につきましては、修正はございません。

まず、会計年度任用職員の新規採用者につきまして、パートタイム職員1名を、110ページは載せております。それと、4月1日付の採用者につきましては別表のとおりで、7名で、合わせて8名を報告するものでございます。所属及び期日等につきましては、記載のとおりでございます。

それと、退職者につきましては、パートタイム職員2名について、110ページには載せさせていただきます。それと、別表で、3月31日付の退職者について、34名を一覧で載せさせていただきます。合わせて36名を報告するものでございます。所属及び期日等につきましては、記載のとおりでございます。

次に、職員の許可・承認等につきましては、正規職員の分限休職延長承認1名を報告するものでございます。許可の期間等につきましては、記載のとおりでございます。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項9について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 では、次に移ります。

報告事項10、令和5年度第5回野洲市社会教育委員会議の概要報告について、事務局より説明をお願いします。

井狩課長、お願いします。

【井狩生涯学習課長】 生涯学習課、井狩です。報告事項の10、113ページから114ページでございます。令和5年度第5回野洲市社会教育委員会議の結果につきまして、報告をさせていただきます。

開催日時は3月7日木曜日の午後1時30分から、市役所の庁議室において開催をいたしました。議事につきましては、先ほど議案第14号で申し上げました第3期野洲市生涯学習振興計画案に対するパブリックコメントの実施結果につきまして、意見がなかった旨説明をいたしました。

次に、第3次野洲市子どもの読書活動推進計画の取組につきまして、令和5年度の進行管理におけます取組の実績を説明した上で、委員から意見をいただいております。特に図書館の取組の中で、駅の予約本の受取ボックス、そのほか、図書館ボックス巡回事業につきまして、市民や子どもに有益となる取組であるということの評価をいただいております。

次に、令和6年度の野洲市社会教育関係団体補助金の交付につきまして、社会教育法第13条の規定によりまして、社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合は、社会教育委員の意見を聞いて行うように定められていることから、当該社会教育委員会議において意見を求めまして、全ての補助金につきまして合意を得ております。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項10について、ご質問ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

報告事項11、令和6年度野洲市通学路交通安全プログラムについて、事務局より説明をお願いします。

澤本主席参事、お願いします。

【澤本学校教育課主席参事】 学校教育課、澤本です。本日お配りさせていただきました、お手元の報告事項11、令和6年度通学路交通安全プログラムをご覧ください。

令和6年2月8日、木曜日開催いたしました令和5年度第3回野洲市通学路交通安全対策

推進会議において、通学路交通安全対策推進委員の皆様により令和6年度の野洲市通学路交通安全プログラムの承認が得られましたので、本日の会議に報告いたします。

通学路交通安全プログラムの目的といたしましては、通学路の安全性向上のための対策を関係機関と協議し、継続的かつ一元的に進めております。関係機関の連携体制や具体的な取組に向けた道筋を明らかにし、児童・生徒が安全に通学できるよう、通学路の安全確保を図ることを目的としております。対策の検討、対策の実施、対策効果の把握検証、対策の改善、充実を繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図り、作成をしております。

次に、点検箇所を選定につきましては、地元の方から要望がありました箇所や、委員の方から危険箇所と考えられる箇所を提出された確認シートを点数化いたしまして、危険箇所を選定いただき、その中から点数の高い箇所や優先度の高い箇所13か所を点検いたしております。点検させていただきました箇所については、そのプログラムの中にも掲載しております。点検実施日につきましては、プログラム4ページ上段記載の日程で実施いたしました。

点検方法については、小学校の下校時間に合わせて、各小学校区の委員様と関係機関職員が2班、おおよそ1班で約6名程度になります。分かれて効果検証も含めた現場を点検、状況の確認を行い、その後、当該箇所でも撮影した写真を見ながら、情報共有と対策などを協議いたしました。また、中学生の通学ルートは最短ルートを生徒それぞれのルートで通学していることから、危険箇所を全てハード対策することは困難です。しかし、さきに申し上げた各小学校区の点検と併せて、同じページの下段記載の日程において、学校教育課職が各中学校のPTA主催の会議に参加し、それぞれの中学校の事故状況や事故原因を保護者や学校に報告したり、危険箇所の情報提供を行っております。また、新1年生を対象に、自転車マナー講習などを各校で開催するなど、交通安全教育も行っております。

8ページ以降につきましては、令和5年度における行動点検結果及び対策必要箇所の一覧となっております。地図と併せて掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

【西村教育長】 ただいま事務局より説明がありました報告事項11について、ご質問等ございませんか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 ないようですので、次に移ります。

日程第7、その他事項に移ります。何かございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【西村教育長】 それでは次に、日程協議に移ります。

まず、4月定例会教育委員会は、4月24日水曜日午後1時30分より人権センターで開催しますので、よろしくお願いします。

次に、5月定例会の日程についてお伺いします。5月の定例会は5月22日水曜日午後1時30分より人権センターで開催したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

【西村教育長】 ご異議ないようですので、5月22日午後1時30分より、人権センターで5月定例会を開催しますので、よろしくお願いいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

— 了 —